木 上 総 第 ２ ２ ７ 号
令 和 ８ 年 １ １ 月 １ ６ 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長　中野　春男
（公印省略）

# 見　積　依　頼　書

1 件　　名　岩屋ダム給水設備点検等業務

2 履 行 場 所　岐阜県下呂市金山町卯野原地内

3 履 行 期 間　契約締結の翌日から令和9年3月31日

4 内　容　等　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　実施しません。

2 見 積 書 等

1)様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2)提出方法　FAXによる（※FAX番号は、4）に記載された番号）。なお、FAXに拠りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る）による。

3)見 積 書 提出期限　**令和8年11月30日　（月）　12:00**　まで

4)提 出 先　独立行政法人水資源機構　木曽川上流ダム総合管理所
**TEL**　0573-25-5295　　**FAX**　0573-25-9221

5)担 当 者　契約担当　森

6)質 問 書 提出期限　**令和8年11月20日　（金）　12:00**　まで
※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。

7)見積回数　2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和８年12月1日（火）12:00 までとします。

8)そ の 他　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

3 見 積 結 果　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。

4 そ　の　他

1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2）請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

# 岩 屋 ダ ム 給水設備点検等業務

# 仕　様　書

令和８年１１月

独立行政法人水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

# 第１章総則

## 第１節総則

### １－１適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所が施工する「岩屋ダム給水設備点検等業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

### １－２業務の概要

本業務は、岩屋ダム管理所に設置されている管理所系統及び展示館系統の給水設備の点検を行うものである。

### １－３業務場所

岐阜県下呂市金山町卯野原地内

### １－４履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和９年３月３１日までとする。

## 第２節一般事項

### ２－１業務履行範囲

本業務の履行範囲は、次のとおりとする。

なお、点検には簡易な調整及び試運転、簡易な設備の故障及び不具合対応を含むものとする。

| 設備名 | 数量 | 点検内容 |
|---|---|---|
| 一石谷取水堰堤 | １式 | 点検1回、清掃1回 |
| 一石谷沈砂槽 | １式 | 点検1回、清掃1回 |
| 管理所給水設備 | １式 | 点検1回、清掃1回<br>水質検査1回 |
| 展示館給水設備 | １式 | 点検1回、清掃1回 |

### ２－２提出図書

提出図書の内容及び部数は、次によるものとする。

・点検整備業務報告書（履行写真含む）１部

① 報告書は、点検整備状況を総括したものを提出するものとする。

② 履行写真は、点検整備状況・交換部品・不具合箇所等の写真を含むものとする。

### ２－３異常発見時の対応

本業務履行中に異常を発見した場合は、その状況について担当職員に報告するものとする。

また、処置前後の状況写真を業務報告書に添付するものとする。

### ２－４疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

# 第２章点検業務

## 第１節点検

### １－１点検項目

１．点検項目は、設備機能を維持するために必要な点検項目は、別紙－１「給水設備点検チェックシート」を参考にするものとする。

　また、別紙－１「給水設備点検チェックシート」に示す点検対象、点検項目及び点検内容については、参考に記載しているものであり、設備機能の確認等に必要と思われる点検項目、内容については、これに充足し点検を行うものとする。

　なお、この場合の設計変更は行わない。

２．点検の実施時期は、担当職員との打合せにより決定するものとする。

３．点検対象設備の位置図、設備系統図を、別添図に示す。

### １－２点検作業

１．点検は、給水設備全般が正常に機能することを確認するものとする。なお、管理所給水設備は水質に異状が無いか確認するために、水質検査（水道法第４条11項目以上）を実施し報告するものとする。

２．一石谷沈砂槽、源水槽の清掃は、清掃時期を監督員と調整するものとし、清掃時は管理所内の給水に影響がないよう計画を立て実施するものとする。

３．塩素補給については、受注者が準備した１２％次亜塩素酸ナトリウムを補給するものとし、補給を行った際には、担当職員へ残量を報告するものとする。

　なお、補給時は、給水設備の能力、管理所等での使用水量を考慮し、適切な濃度で補給するものとする。

４．点検に必要な器具、部品及び資材等は、すべて受注者の負担とする。

５．点検作業開始前及び終了後は、担当職員へ報告するものとする。

６．点検の結果、不適合と判断される項目については、報告書において不具合箇所について記載するものとする。

７．点検においては、各点検箇所、点検工程毎に写真撮影するものとする。

８．報告書には、点検結果（給水設備点検チェックシート）、次回取替推奨部品等及び履行写真を整理するものとする。

９．出水等により沈砂槽等の清掃作業の追加を指示する場合がある。この場合は設計変更の対象とする。

１０．本業務の点検作業時等において、不具合等修繕の必要がある場合は、それに要する費用について見積書により発注者に協議するものとし、これを発注者が認めたときは契約変更の対象とする。

－以上－

別紙－１

# 給水設備点検チェックシート　（１／２）

実施日　令和　　年　　月　　日（　）～　　月　　日（　）

| 区分 | 点検項目 | | | 点検結果 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 点検箇所 | 点検内容 | 点検方法 | 良否 | 測定値 1号 | 測定値 2号 | |
| 一石谷取水堰 | 堰堤本体 | 損傷、破損 | 目視 | | | | |
| | ろ過剤 | 損傷、劣化 | 目視 | | | | |
| | 取水スクリーン | 損傷、破損 | 目視 | | | | |
| | 沈砂槽 | 損傷、劣化 | 目視 | | | | |
| | 配管、バルブ | 損傷、劣化 | 目視、動作確認 | | | | |
| | 取水堰、沈砂槽 | 清掃 | 清掃 | | | | |
| 一石谷沈砂槽 | 沈砂槽 | 損傷、劣化 | 目視 | | | | |
| | | 清掃 | 清掃 | | | | |
| | 配管、バルブ | 損傷、劣化 | 目視、動作確認 | | | | |
| | 送水配管、ｴｱ抜き | 損傷、劣化 | 目視、動作確認 | | | | |
| 管理所給水系統 | 源水槽 | 損傷、劣化 | 目視 | | | | |
| | | 清掃 | 清掃 | | | | |
| | ボールタップ | 損傷、劣化 | 分解、清掃 | | | | |
| | ろ過、逆洗ﾎﾟﾝﾌﾟ | 損傷、劣化 | 目視、動作確認 | | | | |
| | | 運転計測 | 電圧測定 | | UV　V | UV　V | |
| | | | | | UW　V | UW　V | |
| | | | | | VW　V | VW　V | |
| | | | 電流測定 | | U　A | U　A | |
| | | | | | V　A | V　A | |
| | | | | | W　A | W　A | |
| | | 絶縁抵抗値 | 測定 | | Ω | Ω | |
| | ろ過装置 | 損傷、劣化 | 目視、動作確認 | | | | |
| | 滅菌器 | 損傷、劣化 | 目視、動作確認 | | | | |
| | | 塩素補給 | 塩素補給 | | | | |
| | | 残留塩素濃度 | 測定 | | | | |
| | 受水槽 | 損傷、劣化 | 目視 | | | | |
| | | 清掃 | 清掃 | | | | |
| | 揚水ポンプ | 損傷、劣化 | 目視、動作確認 | | | | |
| | | 運転計測 | 電圧測定 | | UV　V | UV　V | |
| | | | | | UW　V | UW　V | |
| | | | | | VW　V | VW　V | |
| | | | 電流測定 | | U　A | U　A | |
| | | | | | V　A | V　A | |
| | | | | | W　A | W　A | |
| | | 絶縁抵抗値 | 測定 | | Ω | Ω | |
| | 高架水槽 | 損傷、劣化 | 目視 | | | | |
| | | 清掃 | 清掃 | | | | |
| | 緊急遮断弁 | 損傷、劣化 | 目視、動作確認 | | | | |
| | 配管、ﾊﾞﾙﾌﾞ、弁 | 損傷、劣化 | 目視、動作確認 | | | | 系統全般 |

【特記事項】

別紙－１

# 給水設備点検チェックシート　（２／２）

実施日　令和　　年　　月　　日（　）～　　月　　日（　）

| 区分 | 点検項目 | | | 点検結果 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 点検箇所 | 点検内容 | 点検方法 | 良否 | 測定値 1号 | 測定値 2号 | |
| 展示館給水系統 | 源水槽 | 損傷、劣化 | 目視 | | | | |
| | 処理水槽 | 清掃 | 清掃 | | | | |
| | 自動給水ユニット（加圧ポンプ） | 損傷、劣化 | 目視、動作確認 | | | | |
| | | 運転計測 | 電圧測定 | | UV　V | UV　V | |
| | | | | | UW　V | UW　V | |
| | | | | | VW　V | VW　V | |
| | | | 電流測定 | | U　A | U　A | |
| | | | | | V　A | V　A | |
| | | | | | W　A | W　A | |
| | | 絶縁抵抗値 | 測定 | | Ω | Ω | |
| | ボールタップ | 損傷、劣化 | 分解、清掃 | | | | |
| | 配管、ﾊﾞﾙﾌﾞ、弁 | 損傷、劣化 | 目視、動作確認 | | | | 系統全般 |

【特記事項】

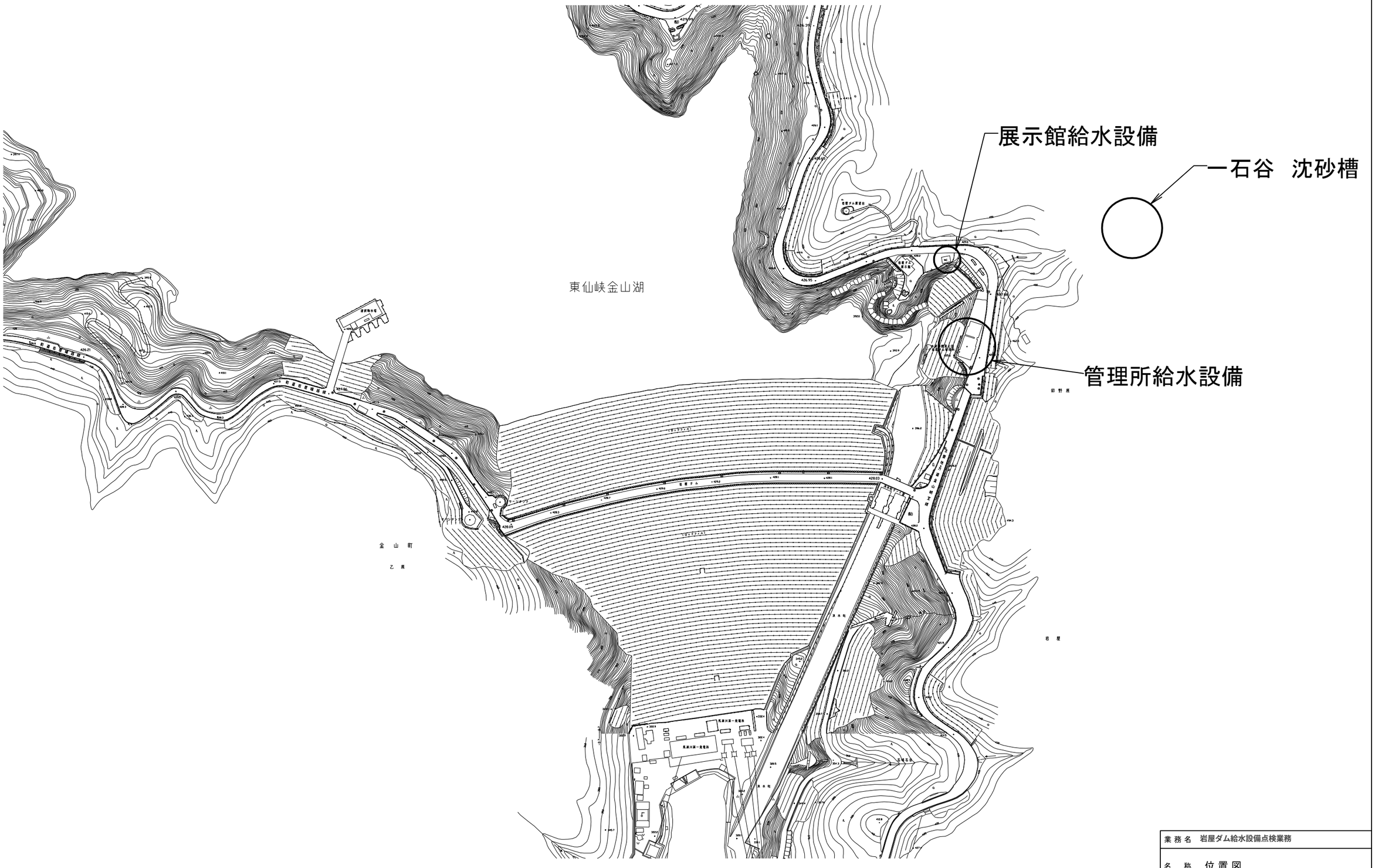
別添図

# 岩屋ダム給水設備点検等業務

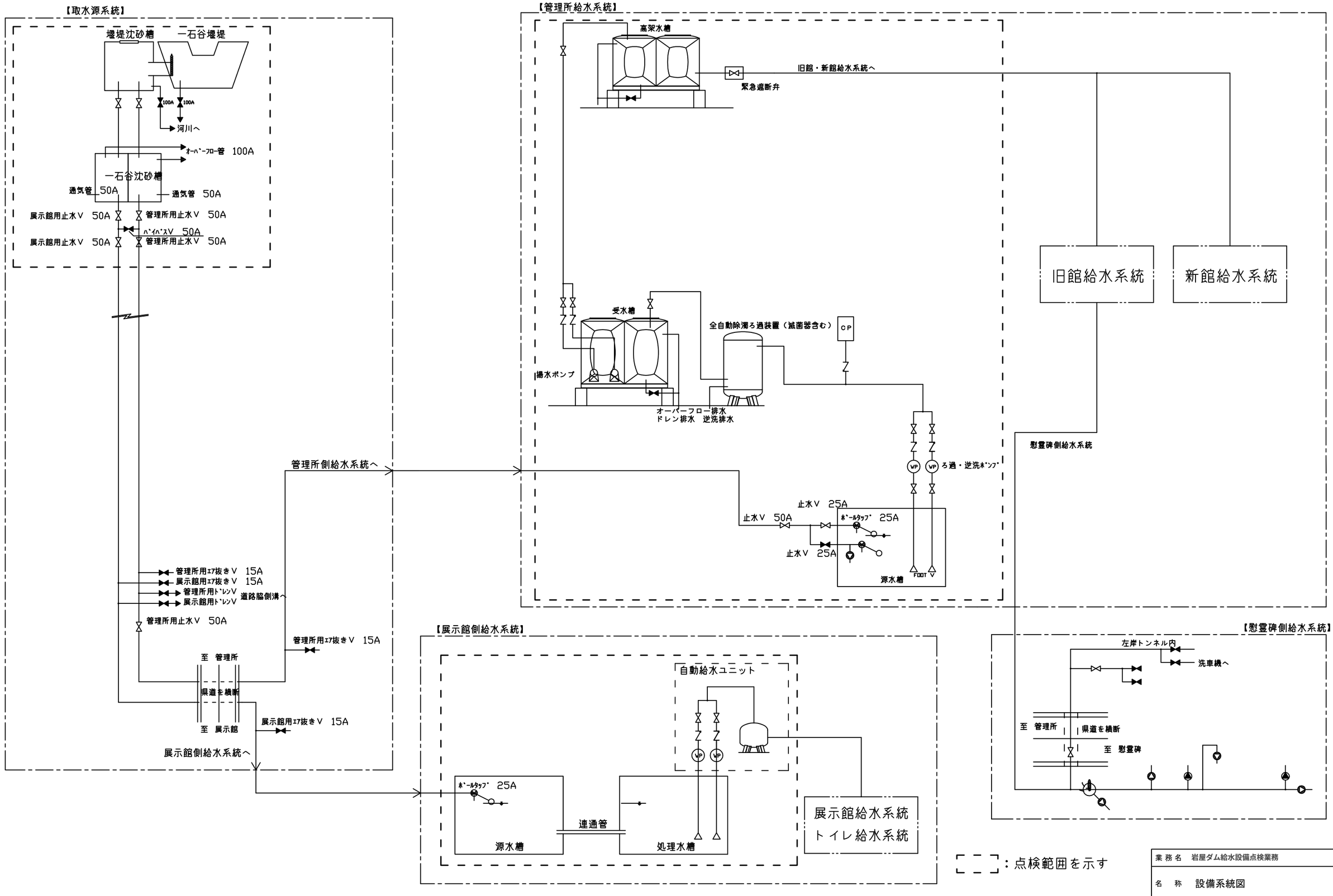
| 図 面 名 称 | 整理番号 |
|---|---|
| 位 置 図 | 1 |
| 設 備 系 統 図 | 2 |

**独立行政法人水資源機構**
**木曽川上流ダム総合管理所**

# 位 置 図




| | |
|---|---|
| 業務名 | 岩屋ダム給水設備点検業務 |
| 名　称 | 位置図 |
| 登録番号 | 整理番号　1 |
| 独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所 | |




| | |
|---|---|
| 業務名 | 岩屋ダム給水設備点検業務 |
| 名称 | 設備系統図 |
| 登録番号 | 整理番号 2 |

独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
　木曽川上流ダム総合管理所長　中野　春男　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

# 見積依頼書等の交付受領書

令和８年１１月１６日に交付された「岩屋ダム給水設備点検等業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者：

電 話 番 号：

ＦＡＸ番号:

◆くじ用数値

| | | |
|---|---|---|
| | | |

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

別　添

# くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

| くじ用数値 |
|---|
| 1　2　3 |

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
　　・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例）　・同価格者が2者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 |
|---|---|---|---|
| ○○工務店 | ¥500,000− | | 123 |
| □□工業 | ¥600,000− | | 999 |
| △△組 | ¥500,000− | 1 | 4 |

123+4=127

127÷2者=63　余り　1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組　が契約の相手方となる。

例）　・同価格者が3者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 |
|---|---|---|---|
| ○○工務店 | ¥500,000− | | 123 |
| □□工業 | ¥600,000− | | 999 |
| △△組 | ¥500,000− | 1 | 4 |
| ◎◎工業 | ¥500,000− | 2 | 1 |

123+4+1=128

128÷3者=42　余り　2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業　が契約の相手方となる。